

マイナンバーカードをつくりましょう！

【お問い合わせ】町民税務課住民係 ☎52-2111 (内線247.251)

マイナンバーカードは健康保険証としての利用が予定されています。
結婚や就職、引越をしても新しい健康保険証の発行を待たずに、マイナンバーカードで医療機関・薬局の利用をすることができます。 ※保険者の異動手続は必要です。
限度額適用認定証の申請が不要となる等のメリットもあります。

もっと詳しく知りたい！

- Q) マイナンバーカードをもっていれば、健康保険証として利用できますか。
A) マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナポータルで事前登録が必要です。事前登録は、お手持ちのスマートフォンやパソコンから行うことができ、町民税務課窓口でも設定の補助を行っています。
※マイナンバーカードと4桁の数字のパスワード（利用者証明用電子証明書に設定したもの）が必要です。
- Q) マイナンバーカードがあれば、保険証は持たなくてもいいですか。
A) マイナンバーカードのカードリーダーの設置は、順次開始されていますが、多くの病院・薬局に設置されるまでは時間がかかりますので、当面の間は保険証もお持ちになってください。
- Q) マイナンバーカードがあれば、コンビニで住民票等が取れますか。
A) コンビニで住民票が取得できる市町村も増えてきていますが、当町では現在のところ対応していませんので、町民税務課窓口でお取り下さい。
- Q) マイナンバーを見られるのが不安です。
A) 医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。
- Q) マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？
A) 健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、
この機会にどうぞ申請してください。



春の交通安全県民運動

春は、交通ルールに不慣れな新入学児童や、運転が未熟な新社会人等が、新たに道路交通を始め、高齢者等が屋外で活発に活動されることから、交通事故の多発が懸念されます。家庭や地域で交通ルールを話し合い、車は早めの点灯、スピードは控えめに、歩行者は明るい服装と夜光反射材「命のバンド」を着用し、交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。飲酒運転は犯罪です。飲酒運転を根絶しましょう。

▼期間 4月6日(火)～4月15日(木)

▼運動の重点 ①子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保②自転車の安全利用の推進③歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

町立金山診療所からのお知らせ

無床化により看護師等の当直業務は無くなりませんが、嘱託医である特別養護老人ホームみずぎ荘に入所されている方、訪問診療を利用されている方、訪問看護ステーションを利用され「かかりつけ医」になっている方は、緊急時(救急搬送等)の相談、看取り対応に看護師が24時間電話対応しております。不明な点や意見等がありましたら、診療所までお問い合わせください。

☎ 町立金山診療所
☎ 52-12915

国有地売却のお知らせ

国有地を先着順で売払います。
▼物件 大字金山字本町5351外1筆 雑種地171.35㎡
▼価格 414千円
▼受付 4月1日(木)～6月30日(水)
☎ 山形財務事務所管財課
☎ 023-1641-15176

自衛官を募集します

▼対象 日本国籍を有する18歳以上33歳未満の方
▼申込 5月14日(金)まで
▼試験 5月22日(土)
▼会場 東根市神町駐屯地
☎ 自衛隊新庄地域事務所
☎ 22-15057

第6回最上地区 民俗芸能フェスティバル

例年、ゆめりあで開催しておりましたが、民俗芸能フェスティバルは、コロナ禍のため3月1日からインターネット上で開催です。ぜひご覧下さい。
▼【最上地区民俗芸能】で検索
☎ 最上地区民俗芸能団体懇話会
☎ 090-17523-10359

☎ 役場町民税務課 くらし安全係
☎ 52-2111 (内線246)

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

4月16日(金)～22日(木) は 春季火災予防運動

☎ 火事と救急・救助は ▶ ☎119 消防に関する相談事は ▶ ☎52-2913 / ☎22-7521
消防情報サービス (災害の問い合わせ等) ▶ ☎0180-99-2345

4月16日～22日は 朝夕7時に各地区のサイレンが鳴ります！

●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- ①寝たばこは絶対やめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの対策》

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる